

大正三三	十七ヶ月年	二、四一	六三六、〇一	鹽野忠治	二六三分
大正二二	十七ヶ月年	二、二六	五八四、三〇	仲山笹次郎	二四二七分
明治四四	十九ヶ月年	二、五八	七五九、九六	伊藤啓助	二九四日分
明治三八	三十五ヶ月年	二、四六	九八〇、二〇	菅谷善次郎	四四十四錢
明治一九	三十五ヶ月年	二、九二	一六九六、三九	水野醫太郎	三九八日分
明治一三	三ヶ月年				七十二錢
					五八〇日分
					二四七十九錢

備考 一、日給割出シハ退職日給ニ依ル
 二、共済組合ニ依ル満二ヶ年以上
 三、結核病ニ名醫野管谷
 如何ニ彼等カ青年期壯年期ヲ通ジテ通信事業ニ奉仕シ病ヲ得テ療養費ナク將來家族ノ生活ニ對シ
 無方針ノマ、餘儀ナク追請メラレシ退職其ノ手當年金ヲ見ヨ!!!

勤続	四年	一九	一四八	三五	五六	八九	五五	七四	一一〇	一三	民間會社各員業
	十三年	一九八	三二五	二〇五	一八九	三三	二二	二九〇	三九〇	五七八	別平均日給
	十七年	二六三	三九〇	二八五	三二五	三一一	三六七	四九九	五九八	八三五	
	十九年	二九八	四二〇	三二五	四〇一	四〇一	五八八	四九九	七四八	八四八	
	二十五年	三九八	五二五	四八〇	六二九	四九六	六六五	七四八	八四八	八四八	
	三十五年	五八一	六七五	八二〇	四一四	六二九	八二二	八九六	八九六	八九六	

退職慰勞手當増額要求資料 其ノ二
 退職手當支給比較表(陸海軍他民間産業)

表額差中表右	數年	横動	備考
			如何ニ其ノ差額多キヲ一見シテ明カデアロウ
	九四	二二九	
	二二七	一六	
	三三	三七	
	八五	七〇	
	二二七	一三三	
	三三	一三	
	一六	三五	
	七三	九三	
	二〇五	一一〇	
	二六七	一四二	
	三八〇	一五四	
	三三〇	一五〇	
	三三七	一七二	

右表に依るも陸海軍現業員よりも民間に於けるよりも我が選省の在職慰勞手當が形態のみの制定であるかが明瞭である。

鐵道現業員の如きは過般の減俸反對運動に依つて退職賜金の恒久性を戦ひ取つた。

當時の朝日新聞(六、五、二七)

「退職賜金は勤続五ヶ年以上の者には俸給一ヶ年一ヶ月分(十三ヶ月)を最低として順次永年勤続の者には累増せられ豫算としては毎年四百萬圓の多きに達す他省の官吏現業員に比し遙に優遇せられてゐる故に鐵道はその職務上比較的危険を伴ひ又特別會計だと云ふ特殊の事情あるも一かゝる優遇された退職賜金制度が確立せられたとなれば陸海軍選信現業員が其のまゝ觀望するか否かはすこぶる疑問で結局他省も鐵道省に認容したと略類似の制度を要求するに至るものと見られてゐる」

我等は鐵道現業員に認容したる比率並に制度と同等のものを要求すると同時に本制度の全然適用なき雇員級にも及ぼし適用する事を要求する。

寛行方法

- 一、本大會の決議に依り逓信當局に猛烈なる獲得運動をなす
- 一、具體的方法